

(平成21年4月1日現在)

市町村名	市 町 村 民 税			固 定 資 産 税	釐 産 税		入 湯 税	都 市 計 画 税
	法 人				2 0 万 円 以 下	そ の 他		
	法 人 税 割							
	標 準	制 限	法 人 税 割 の 不 均 一 課 税 の 内 容					
大 阪 市		14.5%	資本金の額若しくは出資金額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人等、法人税額が年2千万円以下の法人等……………12.3%	1.4%				0.3%
堺 市		14.7%	①資本金等の額が1億円以下の法人又は出資を有しない法人等で、法人税額が年8百万円以下の法人等……………12.3%	1.4%			75円	0.3%
(旧美原町)	12.3%		②平成17年2月1日前から旧美原町の区域内に主たる事務所等を有する法人等……………12.3%	1.4%			75円	0.2%
岸 和 田 市		14.7%	資本金等の額が5千万円以下の法人等……………12.3%	1.4%			宿泊あり 100円 宿泊なし 50円	0.3%
豊 中 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
池 田 市		14.7%		1.4%			150円	0.3%
吹 田 市		14.7%	資本金の額若しくは出資金額が1億5千万円以下の法人等……………12.3%	1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
泉 大 津 市		14.7%		1.4%				0.3%
高 槻 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
貝 塚 市		14.7%		1.4%	0.7%	1.0%	宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
守 口 市		14.7%		1.4%			150円	0.3%
枚 方 市		14.7%		1.4%	0.7%	1.0%	150円	0.3%
茨 木 市		14.7%		1.4%	0.7%	1.0%	宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
八 尾 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
泉 佐 野 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
富 田 林 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
寝 屋 川 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
河 内 長 野 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%				0.3%
松 原 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
大 東 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
和 泉 市		14.7%		1.4%				0.3%
箕 面 市		注)14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
柏 原 市		14.7%		1.4%				0.3%
羽 曳 野 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
門 真 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
摂 津 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
高 石 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%				0.3%
藤 井 寺 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
東 大 阪 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人等で、法人税額が年8百万円以下の法人等……………12.3%	1.4%			150円	0.3%
泉 南 市		14.7%	資本金等の額が1億円未満の法人等……………12.3%	1.4%				0.3%
四 條 畷 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
交 野 市		14.7%		1.4%				0.3%
大 阪 依 山 市		14.7%	資本金等の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%				0.2%
阪 南 市		14.7%		1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.3%
島 本 町		14.7%		1.4%				0.3%
豊 能 町	12.3%			1.4%	0.7%	1.0%		
能 勢 町	12.3%			1.4%	0.7%	1.0%	宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	
忠 岡 町		14.7%	資本金等の額が5千万円以下の法人等……………12.3%	1.4%				0.3%
熊 取 町		14.7%	資本金の額が1億円以下の法人等……………12.3%	1.4%				
田 尻 町	12.3%			1.4%				
柳 町		14.7%		1.7%				
太 子 町	12.3%			1.4%			宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	
河 南 町	12.3%			1.4%	0.7%	1.0%	宿泊あり 150円 宿泊なし 75円	0.2%
千 早 赤 阪 村	12.3%			1.4%	0.7%	1.0%		

(注) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「経過期間」という。)を開始する事業年度分、経過期間を開始する連結事業年度分及び経過期間を開始する計算期間分の法人税割については、経過措置により13.5%とされている。